

議案第92号

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例(平成17年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第2(第7条関係) 三朝町営山田墓地 管理料 <table><tr><td>1区画</td><td>年額 <u>4,000円</u></td></tr></table>	1区画	年額 <u>4,000円</u>	別表第2(第7条関係) 三朝町営山田墓地 管理料 <table><tr><td>1区画</td><td>年額 <u>3,000円</u></td></tr></table>	1区画	年額 <u>3,000円</u>
1区画	年額 <u>4,000円</u>				
1区画	年額 <u>3,000円</u>				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(管理料の年額の特例)
- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における別表第2の管理料の年額は、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、年額3,500円とする。